

2021年11月12日

北海道知事 様

提出者

住 所 札幌市中央区南1条西2丁目11番地

氏 名 株式会社札幌丸井三越
代表取締役社長執行役員 神林 謙一

住 所 東京都中央区京橋2丁目18番4号

氏 名 清水建設株式会社
投資開発本部執行役員本部長
鷺見 晴彦

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

北海道地域商業の活性化に関する条例第30条第1項（附則第5項において準用する同条例第30条第1項）の規定により、次のとおり地域貢献活動計画を変更したので提出します。

記

1 特定小売事業施設の概要

名称	札幌三越
所在地	札幌市中央区南1条西3丁目8番地 他 /
地域貢献活動計画書の提出年月日	2015年 7月24日 /

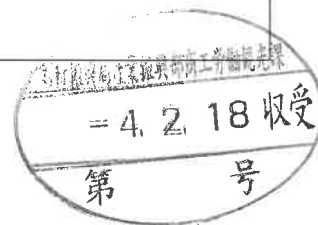
2 地域貢献活動計画の変更

年月日	① 2021年4月1日
変更の理由	①地域貢献活動の担当者変更のため ※（変更前）須藤英之→（変更後）出口直哉（所属・職同じ） /

3 変更後の地域貢献活動計画

(1) 地域貢献活動の実施に関する計画

項 目	活動内容	実施時期	具体的な取組
	変更なし		



--	--	--	--

(2) 地域貢献活動の担当者

所属名	株式会社札幌丸井三越 総務部 総務担当 総務
職・氏名	担当マネージャー 出口 直哉
電話番号等	011-205-1040

<担当者連絡先>

所属名	株式会社札幌丸井三越 総務部 総務担当 総務
職・氏名	担当マネージャー 出口 直哉
電話番号	011-205-1040
電子メールアドレス	deguchi_naoya@marui-mitsukoshi.co.jp

注1 特定小売事業施設を複数の者により設置する場合は、「提出者」欄は、連名で記載すること。

2 「(1) 地域貢献活動の実施に関する計画」及び「(2) 地域貢献活動の担当者」は、変更後の内容を記載すること。

3 「(1) 地域貢献活動の実施に関する計画」は、条例第10条の規定により知事が策定する地域貢献活動指針にのっとり記載することとし、書ききれない場合は、記載を省略し、別添資料として添付すること。